

佐賀県告示第 267 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり
道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和 7 年 12 月 19 日から令和 8 年 1 月 19 日ま
で佐賀県国土整備部道路課及び有明海沿岸道路整備事務所において一般の縦覧
に供する。

令和 7 年 12 月 19 日

佐賀県知事 山口祥義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 444 号	杵島郡白石町大字福富下分字三ノ間 1421 番 7 地先から 杵島郡白石町大字福富下分字二ノ間 1625 番 2 地先まで	令和 7. 12. 19
一般国道 444 号	小城市芦刈町道免字桐籠 1116 番 2 地先か ら 小城市芦刈町道免字黒木籠 621 番 1 地先ま で	令和 7. 12. 19
一般国道 444 号	佐賀市久保田町大字新田字新田 3331 番 1 地先から 佐賀市久保田町大字新田字新田 3338 番 1 地先まで	令和 7. 12. 19